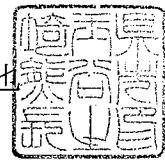


熊谷市公告第 283 号

令和 8 年 9 月 11 日付け熊谷市公告第 260 号により公告した地域計画を変更したことから、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 8 項の規定により、当該地域計画の案に対する意見書の要旨及び当該意見書の処理結果と併せて下記のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 29 日

熊谷市長 小林 哲也



記

1 地域計画を変更した地区

- (1) 本店・大幡地区
- (2) 成田地区
- (3) 星宮地区
- (4) 佐谷田地区
- (6) 山王地区
- (9) 吉岡地区
- (11) 奈良地区
- (17) 秦地区
- (21) 市田北部地区
- (22) 市田南部地区
- (23) 吉見北部地区
- (24) 吉見南部地区

2 意見書の要旨及び当該意見書の処理結果

意見書の提出なし